

# 供給約款等以外の供給条件

(需要場所についての特別措置 [電気自動車専用急速充電設備])

平成 24 年 4 月 1 日実施

平成24・03・26資第17号

認 可

平成24年3月28日

## 料金その他の供給条件の内容

- 1 電気供給約款（平成21年3月3日届出。以下「供給約款」といいます。）
  - 8（需要場所）(1)に定める1構内または供給約款8（需要場所）(2)に定める1建物（以下「原需要場所」といいます。）において、電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの（以下「急速充電設備等」といいます。）を新たに使用する場で、急速充電設備等が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの供給約款等以外の供給条件の適用の申出があり、かつ、次のいずれにも該当するときは、供給約款8（需要場所）の規定にかかわらず、1原需要場所につき、1特例区域等に限り、1需要場所といたします。
    - (1) 特例区域等に急速充電設備等以外の負荷設備がないこと。
    - (2) 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。
      - イ 非特例区域等について、供給約款8（需要場所）の規定に準じて需要場所を定めること。
      - ロ 当社が特例区域等における業務を実施するため、供給約款34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
  - (3) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
  - (4) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。
  - (5) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、供給約款34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立

ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

- 2 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、供給約款59（一般供給設備の工事費負担金）または供給約款60（特別供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、供給約款Ⅷ（工事費の負担）の適用については、供給約款60（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

- 3 その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。